問町民福祉課 児童係 **☎**52-5810

各種支援を実施し ています。

ひとり親家庭の高校卒業程度 認定試験合格への支援

む)ひとり親家庭の親または児童が 座の受講費用を支援します。 験)の合格を目指す場合に、対策講 高校卒業程度認定試験(高卒認定試 高校を卒業していない(中退を含

■対象者

高卒認定試験に合格することが適職 母子・父子自立支援プログラムの 策定などの支援を受けている人 あって、次の全ての要件を満たす人 ひとり親家庭の親または児童で に就くために必要と認められる人

■支給額

◇通信制の場合

を合わせて15万円以内 受講開始時給付金と合格時給付金

◇通学または通学・通信制併用の場合

受講開始時給付金と合格時給付金 を合わせて30万円以内

手続き

必要ですので、 事前に講座の指定を受けることが てください。 問合せ先に相談し

その他

ださい。 学省のホームページを確認してく に行われます。詳しくは、 高卒認定試験は、毎年8月とⅡ月 文部科

ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金事業

母または父に対し、受講料の一部を 訓練講座を受講するひとり親家庭の 交付することにより、就業に関する 能力開発の取組を支援します。 就業に結びつく可能性の高い教育

■対象者

ひとり親家庭の母または父で、 の全ての要件を満たす人

・母子・父子自立支援プログラムの 策定などの支援を受けている人

就職するために当該教育訓練講座 を受けることが必要な人

一対象講座

雇用保険制度における次の講座

など) 一般教育訓練給付金などの指定教 育訓練講座(介護職員、 医療事務

専門実践教育訓練給付金の指定教 など) 育訓練講座 (看護師、 社会福祉士

■支給額

・受講費用の6割(上限あり)

専門実践教育訓練指定講座につ ては最大8・5割(上限あり)

必要です。 かじめ講座の指定を受けることが 教育訓練を受講される前に、 あら

ひとり親家庭高等職業訓練

きるよう支援します。 担軽減を図り、資格取得を容易にで 済的自立に効果的な資格取得のため 養成機関で修業する場合、

次

の全ての要件を満たす人 ひとり親家庭の母または父で、

児童扶養手当の受給者または同等 の所得水準の人

見込まれる人 ラムを修業し、対象資格の取得が 養成機関で6か月以上のカリキュ

就業または育児と修業の両立が困 難と認められる人

一対象資格

業療法士、保育士、理容師、 師、介護福祉士、理学療法士、作 看護師、准看護師、保健師、 など 助産

麦給内容

◇高等職業訓練促進給付金 年間支給) (最長4

町民税非課税世帯は月額10万円 (最終12か月は月額14万円)

町民税課税世帯は月額7万5百円 (最終12か月は月額11万5百円

ひとり親家庭の母または父が、 生活の負

次

促進給付金等事業

経 手続き 町民税課税世帯は2万5千円

申請が必要です。 修業を始める前に事前相談および

母子・父子・寡婦福祉資金 貸付制度

経費に対して、無利子で貸付を行っ 子さんの高等学校や大学、専門学校 ています。 などへの入学、修学や就職に必要な ひとり親家庭の母または父に、

『主な貸付資金

就学支度資金(高等学校、大学、 門学校などの入学金、制服代など) 専

修学資金(高等学校、大学、専門 学校などで修学するための授業 料、交通費など)

修業資金特別(就職に必要な自動 就職支度資金 車運転免許取得費用 (就職に必要な被服

一申込期限

費など) か月半前までには申請してくださ 資金を必要とする日から、 概 ね 1

保証人などとの面談が必要です。 貸付に当たっては、申請者および



◇訓練修了支援給付金

町民税非課税世帯は5万円